

基本的な考え方の比較表

| 京都府アルコール健康障害対策推進計画 ※現行計画 | 京都府依存症等推進計画（仮称）（案） | 備考 |
|--|---|--|
| <p>3 基本的な考え方</p> <p>（１）基本理念 基本法第3条の基本理念に則り、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた予防施策を実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援を行うものとしします。 また、アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害に関連して、医療、家族・子育て支援、健康増進等に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行います。</p> <p>（２）基本的な方向性</p> <p>ア 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり 未成年者及び保護者への啓発や、京都市内を中心に学生が多い地域事情を踏まえ、若者を中心に飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について正しく理解し、酒類とうまく付き合うための教育・啓発を推進するとともに、酒類関係事業者においては、不適切な飲酒の誘引を防止する取組を促進します。</p> <p>イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり 府精神保健福祉総合センター、各保健所が中心となり、アルコール関連問題の相談支援の場所を明確化し、幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体との連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。</p> <p>ウ 医療における質の向上と連携の促進 地域においてアルコール依存症の治療・研究・人材養成等の中心となる拠点機関を定めるとともに、アルコール健康障害への早期介入を含め、一般医療機関との連携を推進します。</p> <p>エ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びに回復及び社会復帰について、理解を促進します。</p> | <p>3 基本的な考え方</p> <p>（１）基本理念 アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等の理念を踏まえつつ、依存症等の発生、進行及び再発の各段階に応じた施策を実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を安心して営むための支援を行うものとしします。 また、依存症等対策を実施するに当たっては、医療、家族・子育て支援、健康増進、自殺防止、多重債務、犯罪予防などの関連施策との有機的な連携を図ります。</p> <p>（２）基本的な方向性</p> <p>ア 正しい知識の普及及び依存症等を未然に防ぐ社会づくり 依存症は病気であることへの理解が広がるように子どもから高齢者まで各世代に応じた啓発を行います。特に、京都市内を中心に学生が多い地域事情を踏まえ、若者を中心に依存症等についての正しい理解が広がるように教育・啓発を推進します。</p> <p>イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり 依存症相談拠点である府精神保健福祉総合センター、市こころの健康増進センター、各保健所が中心となり、依存症等の相談支援の場所を周知するとともに、幅広い関係機関や、自助グループ・回復支援施設などの民間団体との連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援に早期につなげる体制づくりを行います。</p> <p>ウ 依存症の治療が身近な地域で可能な医療体制づくり 依存症の治療が身近な地域において提供できるように、依存症専門医療機関の選定など医療体制の整備を進めます。</p> <p>エ 当事者と家族の生きづらさを包摂し、支える地域づくり 依存症の当事者と家族が地域で孤立することを防ぎ、居場所を失うことがないように依存症からの回復や社会復帰を支援します。</p> | <p>●アルコール健康障害だけではなく、依存症等対策として共通する方向性を示すものとする。</p> <p>●これまでの推進会議・部会における委員発言のうち、基本方針につながる意見を反映（「生きづらさ」「地域での支え」等）</p> |